

公述人 NO.2 標博重

- 1 本件道路は必要性の根拠がなく、築造すべきではありません。特に新小平・国分寺区間のバイパスは必要がありません。従って本件アセスメントは行う必要がないので撤回すべきです。以下理由を要約して述べます。

事業者東京都は平成17年センサスにおいて本件区間である東村山から町田までの6市間のH42年における相互ODがH17年センサスの実績に比較して34%、或は22%増加するので本線の府中街道等現道では交通容量が著しく不足するので4車線の328バイパスが必要であると説明しています。

しかし、東京都の将来人口はH17年比でH42年は102.6、H47年には100.9、それ以降は減少の予測です。また6市の合計はH42年は108.9ですが、以降は減少予測です。

地域の交通需要の増加要因は人口以外に大規模開発がありますが、東京都は6市地域には大規模開発計画は予定されていないと説明していますので、42年ODが34%又は22%も激増する要因はありません。

センサス実施機関の関東地方整備局も東京都も増加要因は説明できないといっておりこの増加率には根拠がありません。従ってこのODに基いた328号線の計画交通量も根拠のないものです。

関東地方整備局が公表しているブロック別将来フレーム値(資料1)に記載されている臨海地域トリップ(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県)の伸び率1.046(約5%)、H42以降は減少という予測は妥当であると思います。

以上の立証から都が言うような6市間の交通需要の激増はあり得ませし、それに加えて関係地域(立川～小金井間)間においては現道で将来の減少する交通需要は十分に捌けますので、328線は不要です。小平以北の都県境までも現在の2車線を4車線に拡幅する必要はありません。なお、H17年センサスでは立川～小金井間の幹線道路は混雑していません。

- 2 本件道路用地は第一種低層住居専用地域すなわち居住環境地域であり、都の都市計画道路整備の基本方針では居住環境区域には原則的に幹線道路は造らないことになっていることに反しています。さらに本線の府中街道があるので328バイパスは不要です。

- 3 以下アセスメントの内容及び技術指針の運用について意見を述べます。

(1) まず、前提として審議会委員の皆様には是非お願いしたいことがあります。

それはアセスメントの基本目的である「環境に対する影響を可能な限り、回避又は

低減すること」が予測及び評価に当たって遵守されているかの観点から審査してください。理由は多くのアセス事例における事実から意見です。

- ① 予測の手法の選択が事業者の恣意に任せられているため、必要な調査が行われず、事業者都合のいい予測手法でしか予測が行われていないのが実態です。
- ② 評価の指標が環境基準のみに限られていることです。現在の大気汚染や騒音・振動等の環境基準は政治的にゆがめられた基準であり「環境を保持するのではなく、事業を行いやすくするための基準に成り下がっていることです。以下に事例で指摘します。

(2) 本件の予測結果についてです。

- ① 騒音の予測値が実態を表していません。

予測値は昼間地上 1.2m 地点で 58 d B, 4m 地点で 64 d B です。(資料)

私たちが類似道路の新青梅街道小平霊園前の道路端から 10m(官民境界)地点でリオンの騒音計で測定した結果は地上 1.2m 地点で 68dB でした。これから低騒音舗装の補正値 3 d B を差し引いて 65 d B としますとアセスの予測値より 7dB も高くなります。この違いは新青梅だけではありません。資料 3 を見てください。国分寺市民が東八道路府中で昼間 16 時間測定また、環状 8 号板橋での実測結果もほぼ同じレベルです。

なぜ、アセスの予測値が著しく低いのでしょうか。それは計算値だけで予測するからです。車の走行実態は計算式では予測できないのではないのでしょうか。

なぜ、予測の手法にある類似事例の参照や実地実験等を併用しないのでしょうか。

計算式だけの予測が実態を表わしていないのは数多くの事後調査の結果で明らかです。

類似事例や実地実験等を併用した再アセスを行うよう審査意見を答申してください。

② 大気汚染の予測値も騒音と同様に計算値のみの予測で、走行実態や交通条件による補正を行っていない上に、類似事例としてもっとも適切な沿道自排局の実績値を参照し、計算値を補正することを行っていません。

(3) 騒音の評価の指標が環境基準(平均値)だけでは影響—公害の程度は正しく評価できません。

本件道路は都道なので、環境基準は特例基準(70,65dB)が適用されていますが問題は

① 本件地域は第一種低層住専地域です。静穏で快適な生活が求められる地域です。ところが特例の条件は一日中、一年中窓を閉めた生活をする事になっています。ビルの事務所や店舗ならいざ知らず、住宅で窓を開けてはいけないとは快適な住生活を不可能にするもので、健康で文化的な生活を保障する憲法違反の人権侵害です。

② また特例基準は住宅の窓の遮音効果を 25dB としていますが、一般住宅の遮音効果は 17~18dB 程度です。環境基準改定の際の中央環境審議会の説明文書でも、築後数年の住宅では遮音効果は 20dB 程度と記載しています。70dB の目安は「騒々しい事務所内」であり、とても「静穏な」状態ではありません。

この特例基準では、「地域住民の日常生活に重大な支障をきたさない程度」という評価の指標を達成することはできません。「重大な支障があること」は明白です。住専地域では従来の面する地域の基準 60,55 を適用すべきです。この基準ですと予測値 64 d B は環境基準をオーバーします。国分寺 328 アセスでは市長が特例基準を適用するなどの意見を述べました。

③ 予測及び評価を平均値のみで行ったため正確な影響(被害)の把握が不可能です。

騒音被害は平均値で発生するものではありません。発生騒音は絶えず変化するものであり、速度・大型車等車種・交差点・横断歩道等の交通条件、夜間の生活条件等によって変動します。これらを計算値の平均値のみで把握できるのでしょうか。環境基準は平均値です。しかしアセスメントは影響(被害)の程度を予測・評価する制度ですから

昼間と夜間と一個ずつの平均値では変動する被害の実態が分かるはずはありません。

次の観点からの予測と評価が必要ではないかと思います。

ア 大型車の特に夜間の走行頻度と騒音値及び室内騒音値、夜間に混入率が 40%

300 台を超える時間帯があり、安眠が阻害されています。(資料 4)

イ 交差点、横断歩道、坂道等における発進時、吹かし時等の加速騒音値

ウ 交差点の複合（合成）騒音一本件では青梅街道及び五日市街道との交差点を予測しましたが、評価は行っていません。

以上、騒音の予測、評価の手法は被害の予測を目的に抜本的に是正してください。

本件アセスもこの観点から再アセスを要求します。

- ④ 高さ方向が4 m（2階相当）も予測評価するようになりましたが、住専地域で10m(3 階相当)まで建築可能です。10m 地点は4 mより騒音は高いはずですので予測評価を行うべきです。追加して実施してください。

4 調査を行うべきなのに行わなかった事項が多々あります。追加アセスが必要です。

- (1) 第一小学校及び鷹の台幼稚園等学校についての調査が行われていません。（資料5）

① 第一小学校はH31年には、青梅街道18,200台、328号線34200台、府中街道9,100台合計61,500d台、H42年には333号線が加わり合計88,000台に囲まれます。これらからの道路公害は想像がつかないほど重大であると思われます。ところが、アセスでは328号線の関係地域外で該当せずとアセスは行っていません。しかし学校環境衛生基準では道路からの距離は関係なく、教室内の騒音が窓を開けて55dB以下、窓を閉めて50dB以下が基準です。4路線は学校に近接していますので基準はまもれないと思います。また、大気汚染のNO₂の基準は0.06PPMです。

騒音で授業は妨害され、喘息患者は急増するでしょう。

学校基準に基いて4路線の複合調査を追加して行うよう審査意見を出してください。

- ② 鷹の台幼稚園は328号線32,800台に面し、府中街道8,400台、五日市街道14,000台、合計55,200台の被害を受忍します。騒音については実施し、基準内と評価しましたがこれは前述のように低すぎる評価です。大気汚染については行っていません。

園舎が道路に面して危険です。教室内はもとより園庭で安全に授業をしたり、遊んだりできるでしょうか。光化学スモッグ等も問題です。

- (2) 三角地帯の複合調査が行われていません。（資料5）

青梅街道、328号線、333号線、府中街道、五日市街道、鷹の街道等に囲まれた三角地帯—328号線と府中街道は北端が50m、南端が200m弱しか離れていない三角地帯であり、住宅が密集しており被害は面的に発生します。しかしアセスは行われていません。

アセスは328号線の沿道だけ線的にしか行われず、これは欠陥アセスです。

最低のことしか行わない、被害住民不在のアセスです。本質に立ち戻って追加アセスを行うよう審査意見をお願いします。

まとめ

ほかにもまだ意見がありますが、本件アセスメントの欠陥を指摘するとともに、重要な未調査事項があることを指摘しました。とても正常、適切なアセスメントではありません。技術指針を不当に運用し、「影響はない。」という前提での不合理なアセスです。

審議委員の皆様をお願いします。このアセスに対する「おおむね技術指針に基いて実施されたものと思われる。」という総括意見はあり得ないと思います。

全面的な再アセスを行うよう審査意見の知事への答申をお願いします。これは東京都のアセス制度の信頼性に係わることです。